

レント OB・OG 会 会則

(名称)

第1条 本会は、レント OB・OG 会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、静岡県静岡市駿河区国吉田1丁目6番10号に置く。

(目的)

第3条 本会は、レント OB・OG 会会員（以下、「会員」という。）相互および株式会社レント（以下、「レント」という。）との交流を通じて、会員相互の親睦およびレントの事業の成長に向けた情報交換をはかることを目的とする。

(活動及び事業の種類)

第4条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の事項に関する会務を行う。

- (1) 会員の親睦
- (2) 会員相互の情報提供
- (3) 会員の慶弔対応
- (4) 会員とレントとの情報交換
- (5) その他各号に関連して必要な事項

(会員資格)

第5条 会員の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 正社員として5年以上勤務し、レントを円満退職した者。
- (2) 常勤役員であったもの。
- (3) (1)(2)の対象者のうち、現在の職業によりレントへ競合的不利益および業務への妨害を生じさせるおそれがない者
- (4) その他、役員会の承認を経て加入を認める者。

(会員の役割)

第6条 会員は、次の各号に関する役割を担うものとする。

- (1) 会員の居住地、連絡先の変更に関する届出
- (2) 第4条3項に関する訃報の報告
- (3) 総会での表決権の行使
- (4) 総会に出席しない場合、出席会員へ表決権行使の委任

(レントの役割)

第7条 レントは、次の各号に関する役割を担うものとする。

- (1) 本会会務の執行
- (2) 事務局の運営
- (3) レントに関する各種情報の提供

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第9条 会員の会費は、会員一人入会時に 15,000 円、年会費は無料とし、入会時に指定の口座へ振り込みとする。

- 2 第12条1項に規定する常任理事の会費は年会費とし、年間 1,200,000 円とする。
- 3 前項の会費は返金しないものとする。

(経費)

第10条 本会の経費は会費、臨時会費、常任理事会費をもって支弁する。

(退会)

第11条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

- 2 次に該当する場合は退会とする。
 - (1) 本人が死亡した時
 - (2) 本人あるいは代理人が退会を申し出て受理された場合
 - (3) 会員として相応しくない行為等があったと会長が判断した場合
 - (4) レント OB・OG 会からの情報確認に関する案内に対し、2 年以上返信が無い時

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 レント代表取締役 1 名
- (4) 監事 1 名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、常任理事を除き 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第 13 条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 常任理事は役員会の構成員として本会の会務を執行する。
- 4 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第 14 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員会)

第 15 条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(総会)

第 16 条 本会の総会は年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会の議長は会長が務めるものとする。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算報告
 - (3) その他会の運営に関する重要事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 5 総会に出席しない会員は、出席会員に表決権の行使を委任することができる。
- 6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第 18 条 会長は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(個人情報)

第 21 条 本会を通じて取得した個人情報（氏名、連絡先等）について、個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、適正に取り扱う。なお、本会での個人情報の取り扱いに関する詳細は別途、細則にて定めるものとする。

(委任)

第 22 条 本会の会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 23 条 本会会則は、役員会において、半数以上の承認がなければ変更できない。

(細則および内規)

第 24 条 本会の運営に関する細目については、必要に応じて別途、細則および内規にて定める。

(実施記録)

この会則は、2021 年 10 月 1 日から施行する。

(改定記録)

2022 年 2 月 1 日改定